

回 答 書

No.	対象	項目名	質問内容	回答
1	案内書	1 入札物件（4）ウ	令和8年度以降も駐車場運営事業者の費用負担で同様の期間内は配置予定でしょうか。また2号警備資格は必要でしょうか。	駐車場案内員の配置予定について、お見込みのとおりです。また、警備業法第2条第1項第2号に規定される業務（いわゆる2号警備業務）に該当すると認識しています。
2	案内書	7 入札日の提出書類等（2）	法人の代表権のない社員が入札に参加する場合も別紙5「委任状」は必要でしょうか。	お見込みのとおりです。
3	案内書	1 6 その他留意事項（5）	駐車場整備工事は、供用開始の8月1日までに終了する、という認識で合っていますでしょうか。因みに現行事業者との契約は3/31までですが、いつ頃撤去され工事着工ができる予定でしょうか。また、開庁日でも利用者に影響なければ工事実施は可能でしょうか。	現行事業者が所有する既存の設置物は、7月31日までに撤去する予定です。したがって、駐車場の整備工事については、8月1日以降に着手していただきます。また、開庁日においても利用者に影響がなければ、工事の実施は可能です。なお、具体的なスケジュールについては、落札後に市と協議を行っていただきます。
4	案内書	別紙3～5	別紙3～5のデータをWord形式でいただけないでしょうか。	別紙に添付いたします。
5	条件明示書	2 駐車場運営の条件（2）ア	撤去する機器について「（イ）出入口の屋根等の工作物」のみ駐車場運営事業者の責任にて残置して使用してもよろしいでしょうか。	当該工作物は、条件明示書のとおり撤去していただきます。
6	条件明示書	2 駐車場運営の条件（2）ア	撤去した既存機器の処分費も運営者側の負担でしょうか。	お見込みのとおりです。
7	条件明示書	2 駐車場運営の条件（2）エ	車室の増設工事について、増設に伴う費用負担区分をご教えてください。 （例）新規ライン工事、新規車止め設置工事、既存フェンス撤去工事、既存ライン消し工事等	市で、現在駐輪場既存フェンス撤去、既存ライン消し工事を行います。それ以外の工事については、借受人の負担です。
8	条件明示書	2 駐車場運営の条件（2）カ	事前精算機の設置場所について1台については現状の事前精算機の場所を想定しておりますが、もう1台は添付「別紙1」の場所への設置を検討しております。設置可能でしょうか。	事前精算機の貸付面積外への設置は認められません。
9	条件明示書	4 カーシェアリング事業	カーシェアリング車両設置部分の植栽の管理は貴市にて行っていただくという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	条件明示書	4 カーシェアリング事業（3）ウ	電気自動車用充電器の規格は特に指定はありませんでしょうか。	充電器の規格について、指定はございません。
11	条件明示書	4 カーシェアリング事業（6）	カーシェア設置位置について、車止めを事業者にて設置等の安全対策を別途実施しても良いでしょうか。	安全対策のため、借受人による車止め等の設置は可能です。ただし、具体的な内容については、落札後に市と協議を行っていただきます。
12	その他		事業採算性が厳しかった場合に認証機の貸出台数を減らす、駐車場案内員の配置日数の削減等の相談は可能でしょうか。また、貸付料の減額の相談は可能でしょうか。	事業採算性を理由とする、認証機の貸出台数の削減、駐車場案内員の配置日数の削減、貸付料の減額など、契約（条件明示書）に定められた条件の変更は認められません。